

答

一分時以内に號角を右舷開なれば一聲左舷なれば二聲風を正横後に受るときは三聲を連發すべし

(第十五條三項)

右の場合に於て碇泊中の船舶は如何なる信號をな

すや

一分時以内に大約五秒時間劇しく號鐘を鳴らす

(第五條四項)

他船を引く船、電信船、及運轉自由を得ざる船は如

何なる信號をなすや

二分時以内に長聲一發直に短聲二發を連發するな

り(第十五條五項)

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

曳かる、船は如何

史く船と同様の信號をなすは妨げなしと雖も其他

の信號をなすこと能はず(第十五條五項)

總積量二十噸に満たざる帆船は必ず第十五條中の

諸項に規定したる信號をなすを要するや

必ずしも之を要せず但し其時は一分以内に適宜の

音響を發して信號すべし(第十五條末項)

霧中に漁船航行中其真横前に他船の霧中信號を聞

くときは如何にすべきや

現時の狀況が許す限りは汽關の運轉を止め全く衝

突の虞なきに至る迄其運航に注意すべし(第十六條

問 答 問

末項)  
霧中汽船の右舷「バウ」に方り號角一發を間近く聞  
く時は如何すべきや但し風は北にして汽船は風に  
向て航するなり  
機關を止め時宜により後退すべし如何となれば右  
舷「バウ」の船は右舷開の帆前にして船首を横切ら  
んとするなり(第二十條第十五條三項)  
右の場合に於て短聲二發ならば如何  
汽關を止め而る後運航に注意して進行すべし如何  
となれば其船は左舷開にして已に前面を横切りた  
るものなればなり(第二十條第十五條三項)

問 答 問 答 問

霧中信號は總て晝夜の別に由て區別ありや  
否な晝夜共に異なることなし(第十五條)  
航路信號とは如何  
航行中の汽船他船に近寄り減路を變せんとすると  
き汽笛若しくは號角を以て他船に我減路を通知す  
るなり(第二十八條)  
其信號は如何  
短聲一發 我船減路を右舷に取る(第二十八條)  
同 二發 我船減路を左舷に取る(第二十八條)  
同 三發 我船全速力にて後退す(第二十八條)  
短聲とは何秒時の發聲を言ふ

問 答 問 答 問 答 問 答

大約一秒時間(第二十八條)

此信號は霧中に適用すべきか

互に接近し見得る時に限り霧中適用すべし

帆船汽船の別なく霧、雪、雨に航行する時は如何なる用心をなすべきや

現時の状況により適度の速力を以て進行するを要す(第十六條)

適度の速力とは如何

一定し難し危険を避るゝに充分なりと當局者の判断により定むるなり

吹角は號角に代用すべきか

問 答 問 答 問 答 問 答

否らず是を使用せば本法に違反なり

他船の舷燈を見るとき其船は如何なる方位に進行し居るやを知ること如何

其舷燈を見たる方位の反対方位を求め夫れに面して紅燈なれば右方十點綠燈なれば左方へ十點の間

に他船は航行するものなり

帆船と汽船とは方位の數へ方異なるや

汽船なれば双方十點宛數ふれども帆船なれば風位

に隨て制限あり

汽船の紅燈を南西に見る時は其船首の方向如何

北東より南々東なり(第一圖)

問答問

緑燈を南西に見る時は如何  
 北東より西北西までの間なり (第一圖)  
 東風にて南に向ひ航行中左舷「バウ」三點に紅燈を  
 見るときは如何  
 通例北々西より東までの間にあるべき筈なれども  
 東風なるが故風位により六點を除き北々東までの  
 四點の間にあるものなり  
 緑燈を南々東に見たるもの消失たれば如何  
 北々西より南西まであるべき筈なれども其光俄か  
 に消失したるを見れば元來南西に向ひし者が其れ  
 より南の方に船首を變せし者と知る

問答問

衝突の危険を如何にして知るや  
 他船我船に近寄る時其方位を看守し若し方位變更  
 せざる時は危険あるものと心得るべし(第十六條)  
 其例を擧げよ  
 今我船の右舷四點位に方り紅燈を認る時其方位漸  
 次後方に變じて正横又は正横後に見るに至らば其  
 船は我れより速力遅くして無事に替り行くものな  
 り若し前方に方位變じ右舷「バウ」三點又は二點に  
 見るに至らば我れより速力優れるもの故我船首を無  
 事に横切るべしと雖も我れは能く運航に留意し航

航方

問 答 問

進すべし然るに其紅燈の方位更に前後に變更せざるは兩船の接近するものにして衝突の危険正しくあるものなれば本法に従て處置をなすべし  
 兩帆船眞向に會するときは孰れより避くべきや  
 右舷開の船は風を眞横後二點より受るまでは其儘進行することを得其れより後に風を受るに至らば他船を避けざるべからず何となれば此時他船は左舷詰開となればなり (第十七條三項及一項)  
 甲は右舷に風を受け一杯に開かざる帆船にして其右舷に乙なる帆船の紅燈を見るときは何れの船より航路を避くべきや

問 答 問 答

乙より甲の航路を避くるなり (第十七條三項四項五項)  
 何故に  
 何となれば乙は風上にあり或は船尾より風を受く或は左舷に風を受くる故に甲の航路を避るなり  
 (第十七條四、五、及三項)  
 甲は右舷に風を受け一杯に開かざる帆船にして其左舷に乙なる帆船の綠燈を見るときは何れの船より航路を避くべきや  
 甲より乙の航路を避るなり何となれば甲乙兩船とも同じ舷方に風を受くることあり而して此の場合

問

に於ては甲は風上かまにあり或は乙は右舷詰開うづめひらきなることあり (第十七條四項一項)

右舷詰開うづめひらに開きたる甲なる帆船はんせんあり其左舷「バウ」に乙の綠燈りよくとうを見るときは何れの船より航路を避くべきや

答

乙は左舷詰開さげんづめひらきなり故に乙は避さるなり (第十七條二項)

問

甲は風を左舷さげんに受けて一杯ひらに開かざる帆船にして其左舷「バウ」に乙なる帆船の綠燈りよくとうを見るときは何れの船より航路を避くべきや

答

乙は甲と同じ舷方げんほうに風を受ることあり此時は乙よ

答問

り避く或は船尾せんびより受ることあり此のときも乙より避く然るに風を受る舷方げんほう同じからして甲より航路を避けざるべからざることある故最も危険の場合合なれば只管用心ひたすらうじんをなして臨機りんきの處置をなすべし (第十七條四項五項三項)

例を擧げよ

甲は北めいすに向て航し風を左舷真横さげんまよこより受け乙の綠燈を左舷の「バウ」三點に見る時は乙は南東微南みなとういなん或は北東微北きたとういきたに航するか判じ難し而して後者の時は鉞せん路を保ち得べしと雖も前者の時は甲より航路を避くるを要す (第十七條四項三項)

問

右舷真横より風を受る時左舷「バウ」二點に綠燈を  
見る時は如何

答

我より之をさくるなり (第十七條一項)

問

右舷真横より風を受るとき右舷真横に紅燈を見る  
ときは如何

答

其儘進行す (第十七條四項)

問

風位北にして甲は東北東に航し乙は西微北に航す  
る時は如何

答

乙一杯開ならば甲よりさくべしと雖も一杯に開か  
ざる時は甲は其儘進行し得べし夜間は其詰開きな  
るや果た自由に風を受るか判然し難きこと屢々あ

問 答 問 答 問

項)

瀛船正首或は殆んど正首に白紅緑の三燈を見ると  
きは如何

舵柄を左舷に取りて船首を右轉すべし (第十八條)

狹隘の水道に於ては如何なる航法を守るや

若し無難に通航し得るなれば中流の右側即ち本船  
の右舷に當る方を航行すべし (第二十五條)

甲は俄に右舷「バウ」に他の瀛船の紅燈と左舷「バウ  
に他の瀛船の綠燈とを見るときは甲は如何なすべ  
きや

るを以て最も見張に注意を要す (第十七條二項一

答

問

答

問

時宜に應<sup>お</sup>速<sup>そく</sup>力を緩め若しくは運轉を止め又は後退し但し全速力にて後退せば其汽笛若しくは汽角を以て短聲三發の信號をなす (第二十七條第二十

八條)

汽船若し夜間に在りて其機關に事變を生じ之を使用し得ざるときは第一着になすべきことは何なり

や 檣燈及舷燈を下し紅燈二箇を掲ぐべし (第四條)

總て両色燈に付て里數の規程あるや

無し (第七條一項二)

櫓權を以て運轉する船に用ふる白燈に里數の規程

あるや

答

無し (第七條四項)

夜間汽船の檣燈か煙筒の煙りに依て暗くさるゝ時

答

は如何すべきや

速力を緩めるべし斯る場合は風を眞艦に受る故暫

問

時針路を少しく轉すべし (第二十九條)

答

脚蹺船は運航船と推定するや

問

然り故に脚蹺する開きにより霧中號角を用ふ (總則)

答

廻轉中の帆船は何れの開きに依て霧中信號をなす

問

べきや

答

全く新たなる開きに風を受るまでは以前の開きに



よりてなすべし  
 第十五條五項中に本法に遵ふて運轉し能はざる船  
 舶とは如何  
 責任外の或る臨時の原因例せば航海上の危険又は  
 他船と衝突等の場合により豫防法通りに避けがた  
 き時を云ふ  
 第十六條の速力を適度にするとはいふのみを云ふ  
 然らず帆船にも用ふ  
 順走船と船尾より風を受けたる船の限界如何  
 確たる限界を立ち難し通例真艦より四點までに受

問 左舷開きにて脚蹴する帆船右舷詰開船を避くべき  
 答 や  
 問 避けざるべからず (第十七條)  
 答 針路を保守する帆船は他に義務あるや  
 問 速力を保有すべし故に右舷一杯開の船速力を失ふ  
 答 までに風上に開き上るべからず (第二十一條)  
 問 第十七條の例外に示せよ  
 答 両船が同じ舷方に風を受け順走する時風下の船が  
 追越船ならば風下の船避ざるべからず又右舷詰開  
 船と雖も左舷詰開船が淺瀬又は其他衝突等の危険

問 により避くる能はざる事を豫知せば自分より避くる義務あり (第二十四條第二十七條)

問 左舷詰開船のみにて衝突を避けがたき時は如何すべしや

答 右舷詰開船は前帆のシートを放ちて開き上るべし (第二十一條の但書)

問 今我が船首に本船と同じく右舷詰開きにて帆走する船陸地又は淺州に接近し開きを變たるとき本船は依然進行し衝突せば過失何れにありや

答 本船にあり其場合は自分も共に左舷開にする義務あり (第二十七條)

問 双方過失とならざる例をあげよ

答 左舷詰開の船が前帆の故障により起し得ざるを右舷詰開船之を知らずに針路を保守し衝突あらば双方共過失とならず

問 兩船過失となる例を示せよ

答 順走船が舵柄を一杯に右偏し居る脚蹩の帆船を避けざる時は双方に過失あり如何となれば順走船は詰開船の針路を避けず又脚蹩船は針路を守らず但し脚蹩船は少し速力あるもの (第十七條一項第二十一條)

問 甲の汽船其右舷に乙の汽船の紅燈を見れば如何す

答 甲の汽船其右舷に乙の汽船の紅燈を見れば如何す

答

乙は横切船なるゆゑ危険の虞あらば甲は現況により舵柄を右舷或は左舷に操り又は速力を緩め若しくは運轉を止め又は後退するなり（第十九條第二

十三條）

問

甲若し舵柄を左舷に操りたるがために乙と衝突したらば甲は規則によりて處置をなしたる故なりや否らず規則は決して舵柄を左舷に操るを要せず故に其れが爲め衝突したるときは甲の過失にして規則の誤りにあらざるなり未熟の海員往々此處置をなし他船の船尾を通過せんとし第十八條と混す深

答

く注意せざるべからず（第十九條）

問

帆船が漁船を避る規則如何なる場合にあるや

問

追越す時にあり（第二十四條）

問

晝間本船が追越船なるや果た横切船なるや不明なる事往々あり斯る場合如何すべきや

問

疑しき時は本船を追越船と見做せば安全なり

問

漁船が帆船又は漁船を避るに如何なる方法を取るや

現狀の許す限りは其船尾を通過すべし

問

萬一船尾を通過の爲め衝突せば規則が誤りなるや否らず規則は成るべく他船の前面を横切るべから

問 答 問 答 問 答 問

すどあるゆる其現況により處置すべきを要す (第二十二條)

問 狹隘なる水道とは如何

答 一定し難し然れども瀬戸内海に於ける瀬戸來島海峡及馬關海峡等の如くなるべし (第二十五條)

問 航行中の帆船は網或は繩を用ひて漁業に従事する

答 漁船の航路を避く可きものなるや

問 然り但し漁船と雖も猥りに他船の通航すべき線路を妨ぐべからず (第二十六條)

答 他船の通航すべき線路とは如何

問 此意義甚だ不明瞭なり然れども原文によれば第二

問 答 問 答 問 答 問

十五條の狹隘の水道にして主として漁船よりは他の船舶の使用する航路の如し

問 然らば漁船は斯る水道に漁業し能はざるや

答 釣業等の如く直に他船の通行を避け妨げざる以上は差問なし (第二十六條)

問 危険切迫せざる場合に臨機之處置をなし衝突なし

答 たる時は如何

問 勿論規則違反にして其責を免る能はず故に危険切迫の有無を判断するは實に至難なれば深く注意を要す

問 航路信號は如何なる場合に使用するものなるや

答

此意義漠然たり故に往々霧中にも適用するものと誤解するものあるは無理ならず然し原文を直譯せば双方相見ゆる船に向ての音響信號とあるゆえ前にも述たる如く見へざる限りは決して霧中に使用すべからず(第二十八條)

問

答

問

此信號の第一第二は如何なる意味なるや  
此信號は單になさるゝと同時に我針路を左右に向  
けつゝある事を通知するに止り或る一方を通過す  
るとか又は向けたる針路を連續する事を意味する  
譯にあらず(第二十八條)  
第三の信號は如何

答

問

問

問

問

此信號は單に機關の作用が全速後退になされつゝある事を通知するに止り實際船が前進するとも又後退するとも其方向及速力如何の相圖にあらず  
此信號は漁船が帆船に對しても使用するものなるや  
然り船の何たるを問はず  
懈怠の責とは如何  
點燈信號又は見張の怠其他海員の普通行はるべき  
熟練と注意を欠きし總ての場合に適用す(第二十九條)  
深黒の暗夜見張りは怠らざりしも双眼鏡を用ひざ

答問

りしならば懈怠なるや  
 普通行はるべき注意故懈怠を免れず然し懈怠は非  
 常なる熟練と注意を意味するものにあらず  
 其例を示せよ  
 濃霧中甲なる帆船突然衝突を免れざる極めて近距  
 離に乙なる帆船を發見し直ちに舵柄を偏したるも  
 其船首の落ちるを助くる爲め前帆の「シート」を張  
 らざりしか又は風下の「ブレース」を緩めざりし若  
 し此衝突が此手段に依て或は免れ得らるゝとも其  
 初めて發見せし距離は極めて近き故此欠點を以て  
 懈怠を責る能はず

答問

港川其他内海の運航に機する特別の規則とは如何  
 地方の長官に於て運航に關し特に制定したる神戸  
 長崎横濱等の各港則を云ふ又遠からず我帝國に於  
 て瀬戸内海特別規則の發布あらん  
 此規則ある處は豫防法は不用なるや  
 否らず其足らざる處は矢張該法に遵ふなり  
 難船信號は如何なる場合に使用するや  
 危難に罹りて他船に救助を要する船舶に使用する  
 ものなれば運行自由を得ざる時と混同すべからず  
 此信號は直接衝突と關係すべきや  
 直接關係なし故に改正商船信號書の初めに改正に

問 答 問 答

なりたる難船信號記載しあれば海上衝突豫防法中の該信號は自然不用ならん  
 本法中船舶積量噸數に關し日本形船は何石を以て一屯に通算するや又船舶の長さは何に依るべきや  
 十石を以て一屯に算す又長さは船籍證書面の長さに依るべし  
 衝突の場合に於て一船は他船を救助するの義務を負ふや  
 然り自己船舶船客及船員に危険なき以上は他船を救助せざるべからず故に衝突又は接觸の場合一應本船を停め他船が救助を要せざる事判明せば互に

問 答 問 答 問

船名、船籍港、仕出地、仕向地を通知すべし  
 相當の理由なくして救助を怠り又は衝突後施すべき手續を怠らば如何  
 普通裁判並に海員審判所の處分を受くべし  
 衝突を避くるに方り運航上に關し注意すべき事如何  
 操縦者は豫め其船の特質に通曉し舵と速力の關係又は靜止に至る速力と時間の割合等を心得ざるべからず  
 全速力前進より全速力後退を掛け全く停止するまでに何程の距離を要するや

答 一定し難し約そ其船の長さの四倍位前進して止るべし

問 船舶の偏廻力に關し暗車の特質を知る必要あるや

答 然り例へば右旋暗車は後退せば船首右方に廻轉するものなれば霧、雪等の爲め互に航路を横切る我船と他船とが極めて間際に至り初めて接近しつゝ、あるを認め若し他船が我船の右方に向ひて進行せば直ちに汽關を停止すべし左方に向ひて横切り居らば直ちに停止と同時に全速後退せば衝突を免る機會あらん

問 海員の最も恐怖すべき災難は何なるや

海上衝突豫防法及義解問答終

答

衝突の事變なり其甚しきは瞬間に數多の生靈をして無慘の死籍に入らしむ故に重任を荷ふ海員は海上衝突豫防法に通曉するを最大要務と心得以て能く之を活用すべし



大正三年七月廿五日印刷  
大正三年七月二十日發行

(定價金五十錢)



著作者

田 中 久 男

發行者

大阪市南區博勞町四丁目十三番地  
立 川 熊 次 郎

印刷所

大阪市東區南農人町二丁目四番  
大 原 一 雄

大阪市西區松島正業館三階

吉 田 文 具 店

大阪市東區心齋橋通博勞町

立 川 文 明 堂

電話南三〇九四番 振替口座大阪一四六一番

發 賣 元

# 新海事法令

目次

菊判半截 三百九十頁  
正價金參拾錢送料四錢

|           |             |
|-----------|-------------|
| 船舶積量測度法   | 船舶積量測度法施行細則 |
| 商法海商編     | 船舶鑑札規則      |
| 船舶法施行細則   | 船舶檢查法施行細則   |
| 船舶檢查法     | 船舶檢查法施行細則   |
| 船舶檢査規程    | 船舶檢査員       |
| 船舶法施行細則   | 船舶檢査員證明規則   |
| 海員懲戒法     | 船舶職員試驗規程    |
| 船舶職員法施行細則 | 大阪府水路取締規則   |
| 海上衝突豫防法   | 水難救護法施行細則   |
| 水難救護法     |             |

海 港 檢 疫 法 海 港 檢 疫 法 施 行 細 則  
 火 藥 類 船 舶 運 送 及 貯 藏 規 則 管 海 官 廳 事 務 取 扱 市 町 村 長  
 船 舶 檢 査 施 行 地 船 舶 職 員 試 驗 期 日 及 場 所  
 本 書 が 如 何 に 諸 君 に 必 要 なる か は 年 々 數 千 部 を 賣 悉 して 猶 注 文 に 應  
 じ 切 れ ざ る を 以 て も 知 り 得 べ く、 此 價 を 以 て して 驚 く べ き 内 容 の 廣  
 汎 なる 航 海 業 者 に 必 要 なる 法 令 及 其 書 式 等 大 概 聚 集 し、 而 かも 法  
 令 の 改 正 有 る 毎 に 直 ちに 改 補 する 事 猶 今 回 第 五 版 に 於 て 新 に 船 舶 積  
 量 測 度 法 を 添 加 した る が 如 き 他 の 此 種 龐 大 なる 書 を 有 せ ら る、 人 と  
 雖 も 本 書 に よ り て 學 ぶ 所 大 に して 且 見 索 に 便 なる 事 驚 嘆 す べ く 受  
 驗 者 は 勿 論 苟 く も 海 事 に 關 係 有 る 人 は 必 ず 常 に 本 書 を 手 に して 職 責  
 を 全 ぶ せ ら る べ き な り

中山智行著

航海術算法解説

大和綴四百五拾餘頁

正價 金貳

圓 送料十二錢

算式及問題

全二冊

丙種より甲種船長まで受験者に必要なる航海術算法を何入にも了解し得るよう著述せられたるものにして、左記目次の一つにつき五題乃至十の例題を擧げて算式を示し、更にその演算と用語の説明、及び一是が理論をも圖說せられたれば、初學者は勿論既に修習せし人亦本書によりて違算なきを確保せらるべきなり

航海日誌推算  
 自差測定 遠標方位  
 自差測定 互測方位  
 緯線航法ノ一緯度

緯線航法ノ二經度  
 斜針路ノ一 方位距離  
 斜針路ノ二 經緯度

太陽子午線緯度  
 太陽出沒方位  
 高潮時算法  
 太陽方位角  
 時辰儀經度  
 時辰儀遲速算法  
 サムナ一法

近午緯度法  
 星ノ經過時及推算高度  
 行星子午線經過時  
 月ノ子午線經過時  
 恒星子午線緯度  
 極星緯度法  
 太陰子午線緯度

中山海士學館編

航海術新問題集

菊判大和綴 全一册 實價 金壹圓貳拾錢 送料 金拾貳錢

千九百年

航海曆

菊判假裝 全一册 實價 金壹圓九拾錢 送料 金拾貳錢

中山氏航海術(二卷共)等に專用せらるゝものなり

萩原森々氏著

海員試驗參考作文例題

菊判假裝 三百餘頁 定價 金六拾錢 送料 金八拾錢

小野謙太郎氏著

二十四時間星めぐり天象唱歌

定價 金拾五錢 送料 金貳錢

羅針盤及信號旗

縱二尺 橫一尺五寸 五色彩 送料 金貳拾貳錢

中山海士學館編

中山運用術第二集 合本

定價 金五拾錢 送料 金六拾錢

目次 ○羅針儀○自差測定○測深具○測定具○貨物○錨鎖  
○汽船運用○同帆ノ扱○信號○海圖說明

●中山運用術第三輯

船體○屬具○索具○圓材○ロワマスト○帆ノ扱○帆船運用

定價 金四拾五錢  
送料 金四錢

中山海士學館著 ●六分儀經線儀

定價 金拾五錢  
送於 金貳錢

中山海士學館編 ●自差論及矯正

定價 金貳拾錢  
送料 金貳拾錢

中山海士學館編 ●暗車作用重貨物

定價 金拾五錢  
送料 金貳錢

中山海士學館編 ●荒天運用應急修理

定價 金拾五錢  
送於 金貳錢

中山海士學館編 ●海難處理

定價 金拾五錢  
送料 金貳錢

中山海士學館編 ●颶風海流

假四六判  
定價 金拾五錢  
送料 金貳錢

中山海士學館編 ●十二時奇零對數表

送一枚 金五錢  
送料 金貳錢

●那氏自差練習用紙

定價 金五錢  
送料 金貳錢

●那氏自差船舶用紙

定價 金五錢  
送料 金貳錢

中山海士學館編

●衝突豫防法

講義問答  
定價 金六拾錢  
送料 金六錢

船燈點操早見表付

● 海圖問題集 自差表付

送料 金三十錢

中山海士學館編

共送料 金拾八錢

● 練習用海圖

送料 金貳拾錢

中山海士學館編

定價 金貳拾五錢

● 航海記事案內

送料 金貳拾四錢

● 航海表

送料 金參圓五拾錢

● 航海用語ノ說明

郵稅 金貳拾五錢

● 航海記事案內

送料 金貳拾四錢

● 航海表

送料 金參圓五拾錢

海員協會編

● 航海指針

送料 金壹圓五拾錢

東京高等海員講習會編

● 航海術正解

送料 金參圓拾錢

附屬千九百二十三年練習用航海曆

同航海術問答答案付

永嶺忠宜氏著 (受験之棗改題再版)

● 實用航海術

送料 金拾貳錢

松本安藏氏著

● 航海術

實價 各金貳圓五拾錢

松本安藏氏著第二卷

● 航海術練習用航海曆

送料 金拾貳錢

松本安藏氏著

●航海術 第二卷 試驗問題答案

送實價 金壹拾貳圓

小野謙太郎氏著

●海圖實地應用問題

送實價 金六拾錢

小野謙太郎氏著

●海圖練習用紙

共郵稅 金拾八錢

松本安藏氏著

●海上衝突豫防法試驗問答自驗カード

送定價 金四拾五錢

松本安藏氏著

●商船運用問答

送定價 金貳圓五拾錢

商船學校教授馬場信倫氏著

●海上氣象學

送實價 金九拾貳錢

大正二年四月改訂增補五版

馬場信倫氏著

●氣象學

送實價 金貳圓五拾錢

大日本天文學會編

●恒星解說

送定價 金四拾錢

●星座早見表 (厚紙回轉圖)

送定價 金五拾錢

吉富三郎編

●航海日誌書方

送特價 金五拾錢

荻野道三氏小堀正男氏 共著

●航海術 測器辭解

送定價 各金壹拾貳圓

## 營業案内

三階の本屋は

深厚なる船員各位の御同情により益々選良の製品を割合安すく販賣し得るの便宜を得たると海事に關する書籍用品など新刊の物ども取揃へるにもすべて好都合と相成候段實に御客様と協益事業の様にも被存候

就ては海技受験又は勉強のため大阪へ御越しの御方は申すに不及既に御乗船の芳客にも當地御上陸の際には是非御來闕下され度願上候

猶遠隔の御方には御請求次第海事書籍用品目録御送り申上べく候又購買組合若しくは取次販賣御希望の方には凡て精々御便利に御取

計らい申上べく候猶海事用品以外一般の圖書文具品等大抵の品物は取揃有之候が若一持ち合せ無之品物にても早速取寄せ御間に合せ申上べく候へば何卒御用命仰付られ度願上候

郵便にての御註文は前金に願上候代金引換の義は餘計の手段を要し候故すべて御斷り申居候

以上

大阪市西區松島正業館三階

吉田文具書店

又ハ 大阪市西區北堀江二番町

吉田文具店(本店)

御送金ハ振替口座

大阪一五六〇四番

爲替取組局

大阪堀江局



|     |
|-----|
| 37  |
| 312 |

終

